

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
5月16日	1	各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、協力会社である設備設計事務所の責任者としてよいでしょうか？その場合、単体企業として参加してもよいでしょうか？	各分野（電気・機械設備）の主任技術者は、単体企業または設計JVより1名ずつ配置することになります。
	2	「個人事業の開業・廃業等届出書(控用)」を税務署に申請したが、税務署からの発行が2,3週間かかると言われた。もし、期日までに間に合わない場合、「保有個人情報開示請求書(控え)」を代替書類として提出させて頂き、税務署からの発行後に「個人事業の開業・廃業等届出書(控用)」提出してもよいでしょうか？	個人事業として開業していることを証する公的な書類が必要になります。
	3	参加資格の同種業務施設として、私立幼稚園で1つの施設内で新築部分延床570㎡・改修部分延床1,443㎡の設計監理業務が合計1,000㎡以上（倉庫含まない）である場合は参加要件に該当していると考えてよろしかったでしょうか？	参加資格の同種業務（認可保育所等）の施設は、基本設計業務等の業務実績があることとしています。
	4	参加資格の同規模施設として、私立大学の学食施設（延床1120㎡）、公共図書館（5400㎡）の設計監理業務は参加要件に該当していると考えてよろしかったでしょうか？	基本設計業務等の業務実績であれば該当します。
	5	上記1・2内容で、前職で主担当者としての実績での参加は可能でしょうか？雑誌等の担当者欄の提示で主担当者としての実績証明に替えることは可能でしょうか？	総括責任者及び各分野の担当技術者の業務実績にはなりますが、設計事務所としての業務実績には該当しません。また、実績証明の提出は求めています。
	6	設立1年未満の設計事務所ですか、参加は可能でしょうか？（1年未満のため決算前で国税の証明書が未発行です）。会社の財務表で代替することは可能でしょうか？	設立1年未満で滞納がないことの証明書が発行できないものは、提出は不要です。